

(新) 新たな循環型社会形成推進基本計画の策定業務経費

11百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

平成12年5月に成立した循環型社会形成推進基本法(循環基本法)に基づき、平成15年3月に策定された循環型社会形成推進基本計画(循環基本計画)は、循環基本法の規定により、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされており、循環基本計画のフォローアップ時の中央環境審議会委員の指摘等を踏まえ、既存指標の見直しを行うとともに、関係者ヒアリングなどにより、既存計画の効果の把握を行ったうえで、新たな循環基本計画を策定する。

2. 事業計画

- ・ 新たな循環基本計画案の作成
- ・ 中央環境審議会循環型社会計画部会での案の審議
- ・ 中央・地方ヒアリング
- ・ 関係省庁協議・閣議決定
- ・ 国会報告・公表

3. 施策の効果

新たな循環基本計画の作成により、循環型社会の形成を推進

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

第15条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。

（略）

7 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとし（略）



循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月）

第6章 計画の効果的実施

第1節 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見を聴きながら、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて、環境基本計画の点検との連携を図りつつ循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して報告することとされている年次報告（循環型社会白書）などに反映します。

また、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、循環基本計画の見直しを行うこととし、見直しの時期は、5年後程度を目途とします。



- ・ 第1回点検報告（平成17年2月）
- ・ 第2回点検報告（平成18年2月）
- ・ 既存計画の効果の把握



新たな循環型社会社会形成推進基本計画の策定